

【アメリカ】スポーツ選手を虐待等から保護する法律

前専門調査員 海外立法情報調査室主任 原田 圭子
(海外立法情報調査室在籍時に執筆)

* アマチュアスポーツ界では、指導者による性的虐待事件等が相次ぎ、対策が迫られており、アマチュアスポーツ選手を虐待から保護するための法律が制定された。

1 経緯

アメリカでは、「1978年アマチュアスポーツ法」¹により、アメリカオリンピック委員会 (United States Olympic Committee: USOC) の設置、及び国内の競技統括団体 (national governing body) 等、各種団体の認可規定を定めている。

近年、アマチュアスポーツ界において、競技団体の役員等による選手に対する性的虐待事件が相次ぎ、2010年から、USOC及び各競技団体により、セーフスポーツ (Safe Sports) の取組が進められてきた。セーフスポーツとは、スポーツクラブ・指導者・保護者・選手といった対象別に、反倫理的行為 (性的虐待、しごき、ハラスメント等) の防止策の策定方法や実施方法を紹介し、更に、ビデオやテストを通じてそれらに関する教育を行う取組で、競技団体ごとに実施されている。このような取組の背景には、USOCや競技団体の監督体制の不十分さがあったとされている。2015年には、USOCは全米セーフスポーツセンターを設置し、以後5年間で520万ドル (約5億7700万円) を投じることを発表していた。同センターは、反倫理的行為への対応策の実施状況を監視し、問題が解決できない場合には第三者として調査や解決に着手し、選手が虐待・パワハラなどを受けた時も圧力を受けることなく援助を求めることができるUSOCから独立した機関とされた。²

このような取組が講じられていた中、2016年12月に、アメリカ体操連盟において過去20年にわたり、連盟所属の医師により選手への性的虐待が繰り返され、被害者は368人に上るとの報道がなされた³。連邦議会下院司法委員会の報告書⁴によれば、この問題に関し、アメリカ体操連盟は、虐待被害の訴えを受けても、当時の制度下では適正な手続を経なければ加害者から資格を剥奪することができず、対応が遅れたと主張していた。

2017年3月に、スポーツ界における性的虐待を防止するための法案 (S. 534) が提出された。この法案は、審議の途中で、設置が遅れていた全米セーフスポーツセンター⁵を連邦法上に規定

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年3月9日である。

¹ Amateur Sports Act of 1978, P.L.95-606. 合衆国法典では、第36編「愛国的及び全国的な行事、儀式及び団体」に当たる。

² 内藤拓也「アスリートを守れ！暴力やセクシャルハラスメントの根絶に向けて」『Sportsmedicine』No.172, 2015, pp.40-42.

³ 「米体操界、性的暴行か 若手選手368人被害の報道」『朝日新聞』2016.12.17, p.2; なお、加害者は、2018年1月に、禁固40~175年の判決を受けている。「性被害、体操選手ら156人証言 米・元チーム医師に禁固40~175年」『朝日新聞』2018.1.26, p.13.

⁴ Committee on the Judiciary, *Protecting Young Victims from Sexual Abuse Act of 2017*, H. Rept. No 115-136 Part 1, GPO, 2017. <<https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/CRPT-115hrpt136/pdf/CRPT-115hrpt136-pt1.pdf>>

⁵ 全米セーフスポーツセンター (U.S. Center for SafeSport) は、2017年3月にコロラド州デンバーに設置された。U.S. Center for SafeSport, “Introducing the U.S. Center for SafeSport.” <<https://www.teamusa.org/usa-diving/resource>>

する変更が加えられ、超党派の支援を受けて、2018年2月14日「2017年若年被害者の性的虐待からの保護及びセーフスポーツ授權法」⁶として成立した。この法律は、全2編7か条から成り、第I編は、児童虐待への対応に関する規定を改正し、第II編は、アメリカオリンピック委員会に関する規定を改正し、全米セーフスポーツセンターを設置するものである。

2 法律の概要

(1) 児童虐待への対応に関する規定（第I編）

第101条は、専門家が負う児童虐待報告義務規定（34 USC §20341）を改正するものである。連邦の各施設で、医師・心理療法家・ソーシャルワーカー・教師・法執行官など、専門家として従事する者は、児童虐待の疑いがある場合にはできるだけ早く連邦各機関に報告する義務を負うが、その報告義務者に、アマチュアスポーツの競技統括団体のメンバーで、選手と接する機会がある者が追加された。また、児童虐待の被害者自身にはその報告義務を負わせないという規定も加えられた。

第102条は、未成年者への虐待、性的虐待、人身売買、強制労働等に対して、被害者が損害賠償を求めることができる規定（18 USC §2255）を改正する。今回の改正により、裁判所は、新たに、懲罰的損害賠償金の支払を命じることができるようになった。また、出訴期限を事件の発生から6年間としていたところを、被害者が被害を明らかにした日、又は被害者が18歳になった日から10年間に延長した。さらにこの訴訟を、被告の居住地等で行うことができるようにした。

(2) アメリカオリンピック委員会に関する規定（第II編）

第201条は、USOCの目的を定める規定（36 USC §220503）に、アマチュアスポーツにおいて、精神的、身体的、性的虐待のない安全な環境を促進すること、という項目を追加する。

第202条は、全米セーフスポーツセンターの設置を規定するものである（36 USC §220541-220543を追加）。同センターは、USOC、競技統括団体、各種スポーツ団体を管轄し、アマチュアスポーツ選手を虐待から守るために活動する。その活動とは、虐待を防止するための教育及びアウトリーチ活動の実施、問題が発生した場合の対応及び解決ができる仕組みの構築、及び被害者が安心して被害を訴えることができるようにすることなどである。

第203条は、アマチュアスポーツ団体又は選手が、国際的な大会への参加のために助成金を受ける条件として、虐待を防止するための手続や方針を遵守していることを追加する（36 USC §220525）。

第204条は、第101条で規定した虐待の報告義務者に、国内の州間、又は国際的な競技会を開催し、未成年の選手と定期的に接する成人がメンバーである団体も追加することを規定する（36 USC §220530を追加）。

参考文献

- ・ 笹川スポーツ財団「諸外国のスポーツ振興政策の状況 アメリカ」『スポーツ政策調査研究』文部科学省、平成23年 <http://www.mext.go.jp/component/a_menu/sports/detail/_icsFiles/afieldfile/2011/08/03/1309352_013.pdf>

[s/safe-sport/us-center-for-safesport](#)>

⁶ Protecting Young Victims from Sexual Abuse and Safe Sport Authorization Act of 2017, P.L.115-126. <<https://www.congress.gov/115/bills/s534/BILLS-115s534enr.pdf>>